

## 安否情報システム概要について

### 1. 安否情報システム整備の経緯

従来、安否情報（個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報であり、氏名、性別等の個人を識別するための情報を含む。）の収集・提供に係る法律上の条文はありませんでした。平成16年6月18日に公布された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）において、初めて、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供の根拠条文が創設されました。

#### 【国民保護法における安否情報の収集等に係る規定の内容】

- 情報を収集する対象  
避難住民、武力攻撃災害等により死亡・負傷した住民
- 収集、整理及び報告を行う者（書面報告が原則）  
市町村長：収集・整理の努力義務及び都道府県知事への報告義務を負う  
都道府県知事：収集・整理の努力義務及び総務大臣への報告義務を負う
- 国民への回答（書面照会、書面回答が原則）  
総務大臣、都道府県知事、市町村長：国民からの照会への回答義務及び個人情報保護への留意義務を負う
- 収集する情報  
氏名、出生の年月日、男女の別、住所、負傷状況・死亡関連情報、居所、連絡先など

### 2. 安否情報システムの機能概要

安否情報システム（以下「システム」という。）は、国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体がこれらの事務の処理を効率的にするために開発したものであり、システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」の4つに分けられます（安否情報の入力・整理・報告・提供の流れについては図参照）。

- 安否情報の入力機能  
避難所、医療機関、警察機関等で収集した安否情報をシステムに入力する機能です。

○ 安否情報の整理機能

入力された安否情報には、同一人物の安否情報が重複して入力されたり、誤ったデータが入力されることがあります。重複した安否情報については、最新かつ正しいものを残して排除し、誤ったデータは修正する必要があります。このような重複排除や修正により、安否情報を最新かつ正しいものに整理する機能です。

○ 安否情報の報告機能

整理した安否情報を、市区町村は（自らが属する）都道府県へ、都道府県は国（消防庁）に報告します。国において全地方公共団体が共有できるようにする機能です。

○ 安否情報の提供機能

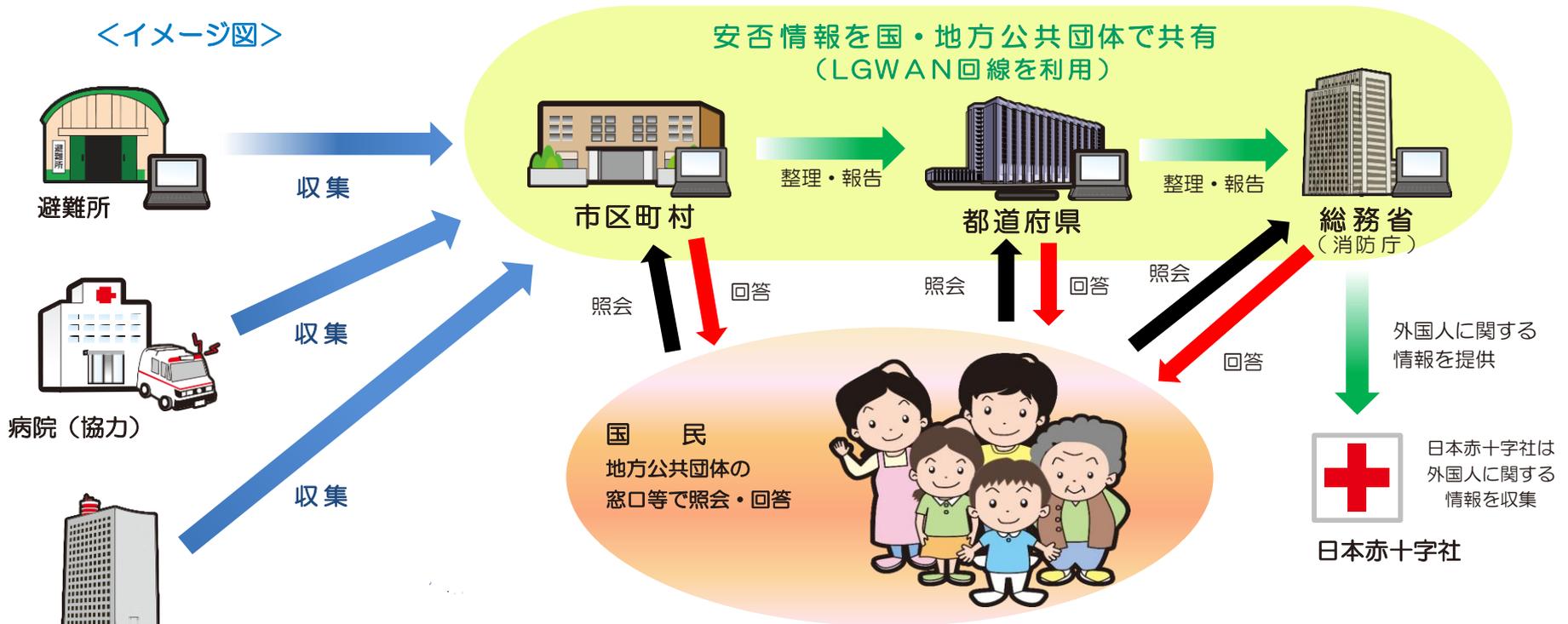
国民からの安否情報の照会に対して回答するための機能です。具体的には、入力、整理、報告された安否情報から被照会者に係るものを検索する機能、検索した安否情報を回答書の様式で印刷する機能です。

# 安否情報システムについて

別紙

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、L G W A Nを用いた高いセキュリティを確保
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

<イメージ図>



安否情報とは…

氏名、出生の生年月日、男女の別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先など  
※対象者の同意等に基づき回答